

(令和2年12月25日作成)

(令和3年11月1日修正)

ドルフィンポート跡地の利用に当たっての主な手続き等について

1 利用承諾について

ドルフィンポート跡地をイベント等で利用しようとする場合は、次の表の左欄に掲げる利用形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期間内に中央ゾーン等利用承諾（変更承諾）申出書（別記第1号様式）を鹿児島地域振興局に申請し、県の承諾を得る必要がありますので、御留意ください。

県が利用承諾したときは、中央ゾーン等利用承諾（変更承諾）書（別記第2号様式）を交付します。

利用形態の区分	申請期間
イベント等又はドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有する駐車場	利用しようとする日の6月前から2月前の前日まで
ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有しない駐車場	利用しようとする日の2月前から1月前まで

※ 仮予約

(1) 仮予約の受付期間

仮予約は、次の表の左欄に掲げる利用形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる受付期間内に、窓口又は電話等にて受け付けます。

利用形態の区分	受付期間
イベント等又はドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有する駐車場	利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日（土・日、祝日、年末年始を除く各月の開庁日の初日）から2月前の前々日まで
ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有しない駐車場	利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日（土・日、祝日、年末年始を除く各月の開庁日の初日）から1月前の前日まで

(2) 仮予約の受付時間等

ア 仮予約の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。

イ 仮予約の受付は、申込順に受け付けるものとします。

(3) 仮予約受付開始の初日の受付

初日の受付にあつては、午前8時30分から午前9時30分までの間にあつた申込は同時に行われたものとみなし、その利用が重複する場合は、抽選により受付の順位を決定します。

(4) その他

ア 上記(3)の受付初日の申込が重複した場合の抽選は令和4年11月分から実施し、それ以前の仮予約は、上記(2)の受付時間内で随時受け付けます。

イ 仮予約は正式な利用承諾ではありません。(県からの中央ゾーン等利用承諾(変更承諾)書(別記第2号様式)の交付をもって正式な利用承諾となります。)

ウ 同じイベント(複数回実施するものは除く。)による複数の仮予約は受け付けません。

エ 他者が既に仮予約している日程のキャンセル待ちは受け付けません。

オ 仮予約が不要になった場合は、早急に下記までご連絡下さい。

2 利用承諾の基準について

上記1による利用承諾の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ドルフィンポート跡地の管理上支障がないこと。
- (2) 利用の期間が原則として10日以内であること。
- (3) 県民の利用に著しく支障をきたすものでないこと。
- (4) 恒久的な施設を設置するものでないこと。
- (5) ドルフィンポート跡地の樹木、芝等に大きな支障を与えるものでないこと。
- (6) ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有しない駐車場としての利用は、利用面積が概ね1,000平方メートル以上であること。

3 利用料について

上記1により利用承諾を受けた者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、1日1平方メートルにつき、それぞれ同表の右欄に掲げる利用料(消費税を含んでいない。)を支払う必要があり、原則として利用料は利用を開始する日までに支払っていただきます。

利用形態の区分	利用料
イベント等	20円
ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有する駐車場	10円
ドルフィンポート跡地及びウォーターフロントパーク等の利用に関連を有しない駐車場	15円

※記載のない詳細な手続等については、鹿兒島地域振興局建設部建設総務課管理第3係(TEL099-805-7413)にお問い合わせください。